

令和5年8月

「なだかつ」ホームページ 掲載基準

灘区地域協働課

(趣旨)

この基準は、「なだかつ」ホームページの地域活動団体一覧やイベント開催情報、運営スタッフ募集に掲載をするのに必要な事項を定めるものとします。

(団体情報掲載申し込み手続)

掲載を希望する団体は、掲載希望日の原則 2 週間前までに、専用の申し込みフォームから申し込んでください。

(イベント情報掲載申し込み手続)

掲載を希望する団体は、掲載希望日の原則 2 週間前までに、灘区地域協働課事業推進担当メールアドレス(nada_jigyoku@office.city.kobe.lg.jp)宛にチラシの PDF データを提出してください。その際、メールのタイトルに【チラシ掲載希望】、本文にはチラシの名称を明記してください。名称は区ホームページに掲載します。

(掲載の要件)

掲載の情報が、次に掲げる要件全てに適合している場合には、掲載することができます。ただし、当該情報等の目的・内容からみて、適当でないとするものについてはこの限りではありません

- (1) 灘区まちづくり方針や主要施策の推進に資するもの
- (2) 神戸市灘区内で実施する地域活動であるもの（イベント開催情報については参加者の資格に制限がなく、一般に公開されているもの。スタッフ募集については、団体の地域活動に関するもの）
- (3) 政治活動または宗教活動でないもの
- (4) 営利を主目的とした活動でないもの
- (5) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）第 2 条各号に規定する団体等が活動に関わりをもっていないこと

(承諾の通知)

灘区地域協働課が掲載を承諾する場合には、内容を審査し、ホームページに掲載することを以って承諾の通知に代え、不承諾の場合のみ通知します。

(承諾に際しての遵守事項)

掲載承諾を受けた団体（以下、「掲載承諾団体」という。）は、承諾された情報等に関して次の事項を遵守してください。

- (1) 掲載の承諾を受けた情報等は、掲載承諾団体が一切の責任を負うこと
- (2) 掲載期間は、イベント情報やスタッフ募集については承諾された日から原則行事等の終了日までとし、団体一覧については通年とする。ただしその場合も原則として年に 1 度以上の更新手続きを行うこと

(3) 掲載承諾団体は、当該承諾を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。ただし、軽微な変更として灘区地域協働課が特に定めた場合は、この限りでない。

(掲載の取消)

灘区地域協働課は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、掲載承諾を取り消すものとします。

- (1) 申し込み及び内容に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事等の内容が掲載の要件に適合しないことが判明したとき
- (3) 遵守事項を守らないとき
- (4) その他灘区地域協働課が必要と認めるとき

(終了の報告)

掲載承諾団体は、団体の活動やイベント及び募集の終了後すぐに、灘区地域協働課に終了したことを報告してください。

灘区地域協働課は、終了等報告をしない団体に対しては、以後の当該団体及び実質的に当該団体と同一と灘区地域協働課が認める団体が実施する行事等に対して、掲載を承諾しないことができるものとします。

(その他)

掲載について必要な事項は、灘区地域協働課が定めます。

(適用)

この基準は、令和5年8月9日から適用します。